

第1回那須塩原市下水道審議会 議事録

日 時：平成26年2月17日（月） 13：57～15：55

場 所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 201.202 会議室

出席者：

委員

安宅委員、太田委員、小出委員、坂内委員、佐藤委員、渋井委員、仙波委員、
野田委員、星野委員、本澤委員、吉田委員、若色委員

欠席者2名

市

阿久津市長、熊田上下水道部長、久利生下水道課長、室井下水道課長補佐兼下水道建設
係長、稲垣普及係長、川崎管理係長、小池主査、北村主査、平山主事

コンサルタント(日本水工設計株式会社)

鈴木淳、武井弘

事務局 (久利生)	<p>それでは、定刻より少し早い時間ですが、皆様お揃いでございます。ただいまから第1回那須塩原市下水道審議会を開催したいと思います。本日はお忙しい中、また寒い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまの委員の出席の状況ですが、2番の井上武志委員、そして12番の目黒ケイ子委員からは、本日欠席の連絡をいただいております。その中で会議を開催させていただきたいと思います。</p> <p>本日お集まりいただきました12名、それと欠席された2名の合計14名の皆様につきましては、那須塩原市下水道審議会規則第3条第2項の各号により、学識経験を有する者、下水道を使用する者、下水道に関係する団体の構成員という、それぞれの立場の中から選ばれた14名でございます。同項の規定により、会議次第第2番の委嘱状の交付をこれから行いたいと思います。この後、市長が皆様の席の前に行きまして委嘱状を交付いたしますので、よろしく願いしたいと思います。</p>
市長	<p>委嘱状 安宅勝様 あなたを那須塩原市下水道審議会委員に委嘱します。なお、委嘱期間は、本日から平成28年2月16日までとします。平成26年2月17日 那須塩原市長 阿久津憲二。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>委嘱状 太田正様 以下同文ですので省略いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>委嘱状 小出昭夫様 以下同文ですので省略いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>委嘱状 坂内正明様 以下同文ですので省略いたします。よろしくお願いいたします。</p>

	<p>委嘱状 佐藤幹雄様 以下同文ですので省略いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>委嘱状 洪井節子様 以下同文ですので省略いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>委嘱状 仙波督江様 以下同文ですので省略いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>委嘱状 野田清一様 以下同文ですので省略いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>委嘱状 星野恵美子様 以下同文ですので省略いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>委嘱状 本澤博之様 以下同文ですので省略いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>委嘱状 吉田志麻様 以下同文ですので省略いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>委嘱状 若色潤様 以下同文ですので省略いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局(久利生)	<p>それでは、つづきましてここで阿久津市長より皆様にご挨拶がございます。市長、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>ただいま委嘱状をお渡しいたしました。本日は大変お忙しい中、第1回下水道審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、皆様方には那須塩原市下水道審議会委員の委嘱につきまして、さきほどお願いをいたしましたところ、快くご承諾をいただきましてありがとうございました。委員の任期は委嘱の日から2年間、長い期間ですので健康に留意をしてご協力をお願いしたいと思っております。</p> <p>下水道は汚水処理による河川の水質保全、そして生活環境の改善という重要な役割を担っております。快適で文化的な街づくりのために基礎的な社会基盤として整備を進めております。汚水処理のための費用については、使用者である皆様方から頂戴している下水道使用料が充てられていますが、那須塩原市の下水道使用料は合併前の使用料体系を引き継いでおり、使用者間での負担の公平性が確保されていないことが問題となっております。また、本来使用料で賄うべき汚水処理のための費用について、すべてを賄いきれずに不足分を一般会計繰入金、すなわち税金を充てているのが現状です。近年の厳しい財政状況を考慮すると、過度な一般会計への依存は他の市民サービスの財源を犠牲とすることにもなり、あまり好ましいことではありません。そのため、下水道事業の経営について、より健全化を図ることが求められております。今回の審議会につきましては、金銭面、負担面にも踏み込んで幅広くご審議いただくことにもなりますので、非常に気を遣うことと思っておりますが、なにとぞよろしくお願いいたします。</p>

	<p>ところで、私は市長という立場から、那須塩原市が現在どのくらいの住みよさランキングにあるのかについてみております。全国 1,780 前後の市区町村の中で、那須塩原市は住みよさランキングが 94 位です。栃木県では宇都宮が 86 位ですので、あと 8 番上がると宇都宮に並びます。ですが、宇都宮と競うということに気がしたことはありません。目標は一日も早く全国で 50 位以内となることです。その中で非常に重要なのが快適性ですが、この快適性で一番重要視されているのは水道ではなく、下水道であります。下水道の整備というのが非常にその街の一つの力を表すものになっていると考えております。ですので、なんとしても整えるべきものは整え、普及率を上げて、そして一日も早く全国で 50 位以内到達をぜひ目指したい。これが市長としての希望でもございます。このようなことも併せてお考えいただければ幸いです。皆様には大変お忙しい中ご苦勞をおかけいたしますと共に、大変お世話になります。お願いを申し上げます、開会にあたっての挨拶といたします。</p>
事務局(久利生)	<p>大変ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、今回が第 1 回目の会議ということになりますので、皆様にはそれぞれ自己紹介をしていただきたいと思います。</p> <p>はじめに、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。さきほど委嘱状をお渡ししましたが、その順番でお願いしたいと思いますので、安宅様からお願いいたします。</p>
安宅委員	<p>安宅と申します。私は黒磯地区の自治会副会長を仰せつかっております。私は平成 2 年から今日まで黒磯巻狩太鼓に関わってきておりまして、色々なところで郷土芸能なんてものでもないですが好きでやってきました。さきほど、上水道より下水道の方が快適性の上で大切だというお話が市長よりありました。いまはまだ何もわかりませんが、皆様と共に任期を全うしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
太田委員	<p>作新学院大学の太田と申します。よろしく申し上げます。ただいま市長さんから抱負として、ぜひ、この街のすばらしい快適性といったものを強めて、都市としてのランキングを上げていきたい、というお話がございました。やはりこれから住み続けていきたい、あるいは住んでみたい、訪ねてみたい。そういう街になるということが、住んでいる方々にとって、あるいは今後の街の発展にも重要な事柄となります。</p> <p>やはり快適性といった問題は、市長さんのおっしゃった通り極めて重要な要素だと思います。そのような面からいえば安全で快適な街・都市を目指す、ということで下水道は大変大きな注目を集めております。そうした観点からも 3 年前に『下水道中期ビジョン』をご審議いただき策定をした経緯もございましたので、その成果の上に立って、この 2 年間、更なる審議を進めて、成果を得ていきたい考えでおりますので、どうぞよろしく申し上げます。</p>

小出委員	<p>那須塩原市自治会連絡協議会から西那須野地区の自治会で副会長を仰せつかっております、小出と申します。よろしくお願ひいたします。個人としても、あるいは地域としても下水道は大切なものですので、勉強していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
坂内委員	<p>皆様、こんにちは。塩原漁業協同組合の組合長をしております坂内と申します。この審議会の委員となるのは前回に続き2回目となります。よろしくお願ひいたします。</p>
佐藤委員	<p>西那須野商工会会長の佐藤幹雄です。街づくりにとって下水道は一番の重要な課題ではないかと思っておりますので、精一杯がんばってまいります。よろしくお願ひいたします。</p>
渋井委員	<p>皆さん、こんにちは。黒磯観光協会から代表で参りました渋井節子と申します。今回で2度目となります。前はわからない単語など多かったです、今回は以前より理解できるかと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
仙波委員	<p>地域婦人連絡協議会、那須塩原市婦人会の仙波と申します。よろしくお願ひいたします。しっかり勉強してくるようにと仰せつかって参りましたので、大切な下水道のことをがんばって勉強していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
野田委員	<p>公募で審議会に応募した野田と申します。私は高校を卒業してから発電所、ダム、水道、下水道と渡ってきたものですから、管理のほうから意見が出せればと思っております。よろしくお願ひします。</p>
星野委員	<p>那須野ヶ原土地改良区連合の星野でございます。私どもの管理は那須疏水をはじめとした本市の農業用水、それから発電用水、都市用水も一部管理をさせていただいております、この下水道とは一体不可分という形でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
本澤委員	<p>皆さん、こんにちは。那須塩原市商工会の理事、そして、東那須野支部長をやっております本澤と申します。よろしくお願ひいたします。私は仕事柄建設業をやっております、どちらかという下水道は造る側の観点からしかわかりませんが、内容を勉強させていただきまして、意見を述べる機会があればありがたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
吉田委員	<p>公募できました吉田志麻です。私は、審議会への参加は2回目ですけれども、下水道を使用する者として参加している立場でございます。土曜日の長いながい停電を経験された方はおわかりかと思ひますが、那須塩原は長時間の停電で</p>

	<p>した。それでも、水道とトイレと下水道は何も問題なく使え、とてもありがたいと改めて感じた次第です。また、勉強したいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>若色委員</p>	<p>皆さん、こんにちは。塩原温泉観光協会からやってまいりました若色潤と申します。私は旅館業をやっておりまして、旅館組合の理事及び旅館組合青年部の部長を仰せつかっております。この度は、旅館・ホテルにとっても密接に関わってくる下水道の件ですので、個人的にも一生懸命勉強しながらやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>大変ありがとうございました。 つづきまして事務局職員から自己紹介をさせていただきたいと思っております。</p>
<p>事務局(熊田)</p>	<p>上下水道部長の熊田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>下水道課長をしております、久利生と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局(室井)</p>	<p>下水道課、課長補佐兼建設係長をしております室井と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局(稲垣)</p>	<p>下水道課普及係長の稲垣と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局(川崎)</p>	<p>下水道課管理係長の川崎と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局(北村)</p>	<p>下水道課管理係の北村と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局(小池)</p>	<p>下水道課管理係の小池と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局(平山)</p>	<p>下水道課管理係の平山と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>それでは、皆様のお手元にあります会議次第の第5番目、会長及び副会長の選出に移りたいと思っております。皆様におかれましては、本日から2年間、下水道審議会の委員として大変お世話になるところですが、その間の審議会をまとめる会長、そして副会長をそれぞれ選出していただく必要がございます。選出されるまでの会議の進行を熊田上下水道部長にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。</p>
<p>事務局(熊田)</p>	<p>会長、副会長が選出されるまでの間、暫し会議の進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、会議次第5番の会長及び副会長の選出につきまして、事務局より説明させていただきます。</p>

事務局(川崎)	<p>それでは、説明させていただきます。会長及び副会長の選出につきましては、那須塩原市下水道審議会規則第 5 条第 1 項の規定によりまして、「審議会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選とする」と定められておりますので、委員の皆様のご意見をお伺いし、会長、副会長をお選びいただくものでございます。</p> <p>なお、会長は同条第 2 項及び第 6 条第 2 項により、「審議会を代表し、会務を総理する」。そして「会議の議長となる」と規定されております。また副会長につきましては、第 5 条第 3 項により、「会長に事故があるとき、その職務を代理する」と規定されております。</p> <p>簡単ではございますが、以上で会長及び副会長の選出に関する説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
事務局(熊田)	<p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、会長、副会長の選出につきましては、委員の互選ということで定められております。本日は、初めて顔を合わせられる方も多いと思いますが、いかがいたしましょうか。ご意見をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>私は半数くらいの方が初めてお会いしているという状況です。ですので、事務局の方で案がございましたら、それをご提示いただき、それに一任したいと思います。</p>
事務局(熊田)	<p>ただいま「事務局に一任」というご意見をいただきましたが、その他、ご意見などがありましたらお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>《意見なし》</p>
事務局(熊田)	<p>他に意見が無いようですので、事務局で案がありましたら提示させていただきたいと思います。</p>
事務局(久利生)	<p>それでは、事務局で用意させていただきました案を申し上げたいと思います。会長には作新学院大学教授の太田正委員を、副会長には那須塩原市自治会長連絡協議会の安宅勝委員を事務局案として提出させていただきます。よろしく願いいたします。</p>
事務局(熊田)	<p>ただいま事務局からの案といたしまして、会長に太田正委員、そして副会長に安宅勝委員という提案がございました。ただいまの事務局の提案のとおり、委員の皆様にはご了承いただければと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>《異議なし》</p>

事務局(熊田)	<p>ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご了承がいただけましたので、会長には太田正委員、副会長には安宅勝委員ということで決定させていただきます。以上で会長、副会長の選出が終わりましたので、進行を降ろさせていただきますと思います。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局(久利生)	<p>それでは、太田委員、安宅委員には、それぞれ会長席、副会長席へ移動していただきたいと思います。</p> <p>ここで選出されました太田会長、安宅副会長にご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
太田会長	<p>ただいま、会長を仰せつかりました、作新学院大学の太田でございます。2年間に渡る重責を担うということで、身の引き締まる思いであります。さきほど少し申し上げましたが、3年ほど前にこの下水道審議会に関わらせていただきまして、お手元でございます資料、また事務局からもご説明があると思いますが、同じく2年間にわたりまして、真摯なご審議の末にこうした『下水道中期ビジョン』という形で取りまとめた経緯がございます。2年間にわたる審議というのは、私もいろいろな自治体でこの種の役割を仰せつかる機会がありますが、その経験の中でもかなり長く、丁寧で形だけではない実質的な審議により結論を出していくという意味で、位置づけそのものが非常にしっかりとしたうえで、議論の内容が盛り込まれている印象を強く持っております。</p> <p>また、那須塩原市の上下水道については、水道についても審議会を担当させていただいた経緯がございます、その時以来の長いお付き合いです。いろいろな自治体でこうした経験を積んできた中でいつも感じていることですが、委員の皆様が極めて民度の高い審議をしていただいていたという印象を強く持っております。それぞれの立場から委員としてご参加いただいているわけですが、そのために、それぞれの立場が優先されてしまったり、あるいは将来性についての配慮が必ずしも十分でなく、当座どうするのかというところに議論が偏ってしまうことがままあります。ですが、私が関わらせていただいたこれらの審議会委員の皆様は、極めて勉強熱心な方々ばかりでしたので、また、その審議の中にもそういう面でいえば、大局的な、本来どうあるべきかに立ったご議論をしていただいていたと感じております。そういう点では、この機会をもう一度与えられまして、一緒にご議論できることが本当にうれしい限りです。ぜひ、この2年間長い道のりではありますが、しっかり市民の皆様に応えることができるような成果を生むことを目指しまして、微力ですけれども全力で取り組みたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局(久利生)	<p>ありがとうございました。つづきまして、安宅副会長からご挨拶をお願いいたします。</p>

安宅副会長	<p>ただいま、副会長という大役を仰せつかりまして、先輩あまたいる中での副会長ということで恐縮している次第でございます。私は那須塩原の水というのはものすごくまいと感じておりまして、上水道への関心はあるのですが、なにぶん下水道というのは恥ずかしながら考えていなかったのが事実でございます。ですが、考えてみますと上から入るものは下で出さなくてはならないんですね。人間に例えるなら上水は食道をとおり、下水は直腸下から出るということでありまして、飲みっぱなしではやはり異常をきたすということです。つまり下水が詰まると上が詰まるということです。そうしますと、下水道の設備・整理、そのために必要な応分の負担というものは表裏一体だと思います。</p> <p>皆さんのお家で費用を出し合って、それに基づいた市民に喜ばれるおいしい水と下水の処理による水質の透明化ということなのかなと思っております。いまでいう放射能の最終処分場ではないですが、やはり大切だということには間違いないと思っております。</p> <p>皆さんの知恵を借りながら職責を全うしたいと思っております。なにぶん未熟者でございますので、よろしくご指導いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
事務局(久利生)	<p>大変ありがとうございました。つづきまして、会議次第 7 の諮問に移ります。ここで、諮問書を阿久津市長から太田会長にお渡しいただきたいと思っております。市長、よろしく願いいたします。</p>
市長	<p>那須塩原市下水道審議会会長様、那須塩原市長阿久津憲二 諮問書 那須塩原市下水道審議会規則第 2 条の規定に基づき、下記の諮問事項について貴審議会の意見を求めます。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 諮問事項 「下水道使用料の統一・改定について」 2. 諮問の趣旨 <p>那須塩原市の下水道事業は、平成 17 年の市町村合併に伴い一元化されたものの、下水道使用料については、合併前の旧 3 市町ごとに異なる料金体系・料金水準となっております。このことについて、前回平成 21 年度～平成 22 年度の下水道審議会からは「市域における利用者負担の均衡を図るため、使用料体系の統一を視野に入れつつ、多量利用者などへの措置を考慮した改定とすることが望ましい」との答申を受けており、使用料体系の統一について検討する必要があります。</p> <p>また、下水道施設の維持管理には多額の費用を必要とし、今後、下水道の機能を維持し健全な事業運営を継続するためには、持続可能な下水道事業経営が求められます。しかし、現在は本来使用料で賄うべき費用についてすべてを賄いきれず、不足分を一般会計からの繰入金に依存しております。多額の公費が投入されている状況は、経営の安定化に影響を与え、下水道整備地域の市民と未整備地域の市民との間の公平を欠く要因となっております。</p>

	<p>以上のことから、下水道利用者間の負担の公平性を確保し、経営の健全化を図るため、「下水道使用料の統一・改定について」諮問いたします。以上です。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p>
事務局(久利生)	<p>さきほど、事務局から説明がありましたとおり、会長については「会長は会議の議長となる」と規定されておりますので、ここからの議事進行につきましては、太田会長にお願いしたいと思います。</p> <p>なお、阿久津市長につきましては所用のため、ここで退席させていただきます。市長、大変ありがとうございました。</p>
市長	<p>皆様、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
太田会長	<p>それでは、議事に入りますが、その前に今日は第1回目の審議会ということなので、審議会運営上のルールで確認しておきたい点がございます。</p> <p>まず、会議の公開・非公開についての取り扱いでございます。那須塩原市としては、この種の審議会・委員会につきましては、透明性を確保するため、原則公開を進めていくという基本的な考えを持っております。また、全国的にもそのような流れとなっておりますので、当審議会におきましても、これからの会議については原則公開とし、傍聴希望者の方には、傍聴を許可していきたいと考えております。そのような取り扱いを進めさせていただけないかと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>《異議なし》</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。それでは、基本的にはすべての会議を原則公開とさせていただきますと思います。ただ、今後の審議の内容によりましては、傍聴公開ということが忌憚のない審議に障害となることも全くないとは言えないと思います。従いまして、原則公開を基本として、公開すべきか、非公開とすべきかについてはその都度、皆様にお諮りして進めていきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>《異議なし》</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>また、この審議会独自の定めというものがいないため、「那須塩原市総合計画審議会の傍聴に関する要領」に基づく取扱いという形で、今後の運営に関しては、これを準用させていただきたいと思っております。同時に、原則公開の趣旨に基づきまして、審議会の審議結果である議事録も広く市民に示していきたいと考えております。議事録が出来上がり次第、委員の皆様にご確認いただいたうえで、市のホームページで公表していく予定ですが、その際、委員の皆様のお名前を</p>

委員	<p>個々に記載するかどうか、ご意見を伺いたと思います。いかがでしょうか。</p> <p>《意見なし》</p>
太田会長	<p>この会議での取扱いもそうですが、さきほど申し上げたように名前が出てしまいますと、発言がしにくくなるというようなことが考えられます。そこで、議事内容については公開することを基本にさせていただきながら、個々の委員の皆様のご発言につきましては、誰が発言したのかなどの個別の表記は控えさせていただけないかと考えております。ただ、そうは言いましても全員の名前が出ないということはおかしいですので、事務局と会長である私につきましては表記をすとし、それ以外の委員の方のご発言についての表記は控えさせていただくという形でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>《異議なし》</p>
太田会長	<p>では、そのような取扱いとさせていただきます。それでは、前置きが長くなってしまいましたが、議事に入らせていただきたいと思います。</p> <p>まず、那須塩原市下水道事業の概要につきまして、事務局からご説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局(久利生)	<p>それでは、皆様のお手元に「第1回那須塩原市下水道審議会資料」を配布してございますが、それに沿った形で説明してまいります。</p> <p>はじめに目次でございますが、「1. 那須塩原市公共下水道事業の概要」、「2. 公共下水道事業の計画・整備」、「3. 下水道使用料について」、「4. 下水道事業の財政状況について」の順で説明させていただきたいと思ひます。では、1ページをお開きください。</p> <p>1.那須塩原市公共下水道事業の概要</p> <p>1-1.下水道とは</p> <p>下水道の下水とは、家庭の台所・水洗トイレ・風呂や工場・事業所から出る汚水または雨水のことを言ひます。下水道は、下水を排水設備から道路下に埋設された下水道管に流して処理場に集め、きれいな水にして川に流す施設です。</p> <p>下水道には「合流式」と「分流式」の2種類があります。</p> <p>「合流式」とは、汚水と雨水を同じ下水道管で処理場まで運ぶ方式です。</p> <p>「分流式」とは、汚水と雨水をそれぞれ別々の管で運ぶもので、汚水は汚水管を通り処理場まで運ばれ処理しますが、雨水は雨水管を通り直接、処理場・河川などに流します。</p> <p>那須塩原市内の下水道管はすべて「分流式」による整備を行ってあります。</p>

1-2.汚水処理整備計画

那須塩原市の汚水処理整備計画については、平成 23 年 3 月策定の新栃木県生活排水処理構想に基づき、市内を公共下水道で整備する地域、農業集落排水事業で整備する地域、浄化槽で処理する地域に分け整備を進めています。

図 1 生活排水処理構想図というものが載っておりますが、着色された部分の排水につきましては、汚水管で集め処理場まで運び集合処理という形で処理されます。それ以外の部分につきましては、浄化槽で個別に処理される地域となっております。2 ページをお開きください。

表 1 につきましては、平成 25 年 3 月 31 日現在で生活排水処理をどのような処理施設で処理しているかを、那須塩原市の住民基本台帳人口に対する比率で表したものでございます。下水道の欄をご覧くださいますと、全体の住民基本台帳人口 118,761 人に対しまして下水道は 63,363 人、普及率でいいますと 53.4%ということになります。

1-3.公共下水道の整備状況

那須塩原市の下水道事業計画面積は合計で 2,774.6ha となっており、単独公共下水道、北那須流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道により整備を行っています。

(1)単独公共下水道

単独公共下水道とは、主として市街地の下水を排除し、または処理するために 1 つの市町村が管理する下水道で、処理場を有するものをいいます。本市では、①黒磯地区と②塩原地区で実施しております。

黒磯地区では、昭和 49 年 2 月に事業認可を受け、公共下水道事業として着手し、現在 1,193ha の面積を整備しております。また、汚水は黒磯水処理センターで処理しております。

塩原地区では、昭和 51 年度に事業認可を受け、146.5ha の面積を整備しており、汚水は塩原水処理センターで処理しています。

(2)北那須流域関連公共下水道

流域下水道とは、2 つ以上の市町村の区域における下水を広域的かつ効率的に処理するもので、幹線管渠と終末処理場からなり、都道府県が設置・管理しております。家庭から排出される下水は、市町村が設置・管理する流域関連公共下水道を経て、流域下水道の幹線管渠に接続されます。北那須流域下水道は、那須塩原市と大田原市を流域に持つ那珂川の水質保全のため、昭和 53 年度に事業を開始しました。

那須塩原市では、①東那須野地区、②西那須野地区、③塩原地区(関谷、接骨木)で実施しております。

西那須野地区の北那須流域関連公共下水道事業は昭和 56 年に事業認可を受け着手しました。その後、東那須野地区の事業認可を昭和 61 年度に、関谷・接骨木地区の事業認可を平成 6 年度に受け、現在 1,143ha の面積の整備を進めており、汚水は大田原市宇田川の北那須浄化センターで処理しております。

(3)特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道とは、公共下水道のうち、市街化区域以外において、農村部の生活環境改善と農業用水などの水質保全、あるいは湖沼・ダム湖などの自然環境の保全を目的として設置される下水道です。

本市の場合、①板室地区、②高林地区、③西那須野地区でそれぞれ実施しております。

板室地区におきましては、平成2年度に事業認可を受け事業を開始しております。全体計画面積9haの整備を完了し、約20km下流部の黒磯水処理センターまで管渠を延ばし同センターで処理しております。

高林地区では、同じように平成5年度に認可を受け事業を開始し、115.6haを整備し、約16km下流部の黒磯水処理センターで汚水を処理しております。

西那須野地区では、平成9年度に事業認可を受け、北那須流域関連西那須野特定環境保全公共下水道として事業を開始しました。現在、167.5haの面積の整備を進めており、汚水は北那須浄化センターで処理しております。

図2は、青色の枠で示してあります塩原水処理センター、黒磯城センター、北那須浄化センターの3つ、それぞれの地区の汚水処理をイメージした図でございます。

4ページをお開きください。

2.公共下水道事業の計画・整備

2-1.公共下水道全体計画

全体計画とは、現在まで事業が終了した区域も含め、最終的にどこまで事業を行おうとしているのかという計画です。この計画では、時期、人口、汚水量などを設定しております。

本市の公共下水道全体計画は、単独公共下水道として黒磯地区1,501.4ha、塩原地区154ha、北那須流域下水道を上位計画とする流域関連公共下水道の東那須野地区325.5ha、西那須野地区802ha、塩原地区193ha及び特定環境保全公共下水道として黒磯地区124.6ha、西那須野地区427haを計画し合計3,527.5haとしております。

全体計画の目標年次は平成37年とし、計画人口は黒磯地区47,030人、西那須野地区36,110人、塩原地区5,440人、合計88,580人としております。

(1)汚水計画及び人口～(3)汚水処理計画の表は、全体計画の内容を基に作成したものですので、参考にしていただきたいと思います。

2-2.公共下水道事業計画

事業計画とは、全体計画で定めた区域のうち、現在まで事業が終了した区域も含め、5～7年の間に具体的に事業を実施しようとしている計画です。この計画では、事業を行う区域、時期、人口、汚水量などを設定しております。

本市の下水道事業計画は平成22年に変更し、単独公共下水道として黒磯地区1,193ha、塩原地区146.5ha、流域関連公共下水道の東那須野地区242ha、西

那須野地区 708 ha、塩原市区 193 ha、及び特定環境保全公共下水道として黒磯地区 124.6 ha、西那須野地区 167.5 ha、合計 2,774.6 ha の認可を受け整備を進めております。

事業計画の目標年次は平成 26 年とし、計画人口は黒磯地区 39,610 人、西那須野地区 28,640 人、塩原地区 6,020 人、合計 74,270 人としております。

表の(1)汚水計画及び人口～(5)雨水貯留施設は、さきほどと同様に事業計画を基に作成したものですので、参考にしていただきたいと思います。

2-3.整備面積、普及状況等

つづきまして 7 ページの 2-3.整備面積、普及状況等ですが、下水道の種別の中で単独公共、流域関連公共、特定環境保全の 3 種類につきましてそれぞれ表の左側、①から⑬の要素で数字に表わしたものでございます。ページ下の段の右側に合計という欄がございますが、そこで、①住民基本台帳はさきほど述べたとおり 118,761 人。②全体計画人口が 88,580 人。③事業計画人口が 74,270 人。④供用開始内区域人口が 61,676 人。とばしまして、⑥普及率が 53.4%。⑩平成 24 年度末の整備面積が 2,186.16ha。⑫汚水の整備率、これは事業計画に対しての値ですが 78.8%。⑬污水管の整備延長 454,292.6m、約 454 km となっております。

8 ページをお開きいただきたいと思います。

3.下水道使用料について

3-1.下水道使用料

(1)下水道使用料とは

家庭や事業所などから下水道に排除した汚水は、処理場で処理され、きれいな水となって川に放流されます。そこで、汚水処理の過程で発生する費用を下水道の使用の方々に下水道使用料として負担していただいています。

下水道使用料は、宅内の排水設備工事を行い、下水道に汚水を流し始めるとその排水量(下水道に流した汚水の量)に応じていただくこととなっております。

(2)汚水排水量の算定方法

代表的なものとしたしまして、①水道水のみを使用している場合、②井戸水のみを使用している場合、③水道水と井戸水の両方を使用している場合について記載しております。

(3)使用料体系

平成 17 年 1 月の合併にあたり、3 市町で異なっていた下水道使用料体系は、「現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後早期に料金体系の見直しを行う。湯屋用(公衆浴場・銭湯)及び臨時用の料金については、合併時に料金を設定する」とされました。

現在も合併前の使用料体系をそのまま使用しておりますが、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税増税に伴い、増税分転嫁のための改定を行います。

それぞれの地区の使用料(税抜)は、次のページの表のとおりであり、平成 26 年 4 月 1 日から表により計算された合計額に 1.08 をかけた額(1 円未満の端数切捨て)が請求されることとなります。

9 ページに各地区の使用料体系が税抜で示されておりますので、参考にご覧ください。

①黒磯地区の下水道使用料ということで、種別は一般用、基本料金は「2 月につき」と書いてございます。汚水量が 20 m³までの場合、金額は 2,330 円。超過料金 1 m³につき、20 m³を超え 60 m³までであれば 118 円。60 m³を超え 100 m³までは 126 円。100 m³を超え 200 m³までは 137 円。200 m³を超えるものにつきましては 146 円となっております。

②番目は西那須野地区の例です。種別は一般用ですが、基本料金が 20 m³までにつきましては 2,200 円。超過料金は 20 m³を超え 60 m³までは 110 円。60 m³を超え 100 m³までは 120 円。100 m³を超え 200 m³までは 130 円。200 m³を超えるものにつきましては 140 円となっております。

③番目は塩原地区の例です。種別は一般用、基本料金は 20 m³までの場合 2,000 円。超過料金は 20 m³を超え 1,000 m³までは 100 円。1,000 m³を超え 2,000 m³までは 90 円。2,000 m³を超えるものにつきましては 80 円となっております。

④番の湯屋及び臨時(税抜)につきましては全地区共通でございます。種別としては湯屋用の基本料金は 600 m³までは 30,000 円。超過料金(1 m³につき)は 600 m³を超えるものにつき 50 円。種別の臨時用につきましては、1 m³につき 300 円となっております。

参考として下水道使用料の計算例を記載してございますが、2 か月で 60 m³使用した場合、黒磯地区では 7,614 円、西那須野地区では 7,128 円、塩原地区では 6,480 円となっております。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

4. 下水道事業の財政状況について

4-1. 下水道事業特別会計

下水道事業は地方財政法施行令第 46 条により「公営企業」と定められており、公営企業の会計については地方財政法第 6 条により「特別会計」を設け、その経営に伴う収入をもって経理に充てることとされています。

本市では、一般会計とは別に「下水道事業特別会計」を設けて事業を行い、下水道事業での歳入(下水道使用料等)と歳出(下水道の建設費や維持管理費)を明確にし、経営状況が明らかになるようにしております。

4-2. 下水道事業特別会計歳入歳出決算額

下の表では、下水道事業特別会計歳入歳出決算額が示されております。代表的なものでは、歳入の面で平成 24 年度の額を申しますと「使用料及び手数料」

	<p>で 943,214,802 円。繰入金は 1,439,561,000 円。歳入合計では 2,963,705,794 円となっております。</p> <p>一方の歳出面では、下水道管理費 685,003,653 円となっており、下水道建設費は 432,610,745 円。公債費は 1,641,522,351 円。歳出合計では 2,933,939,540 円となっております。</p> <p>同じように 11 ページでは、平成 24 年度歳入歳出決算額の内訳を円グラフで表したものが記載されております。歳入では一般会計からの「繰入金」が 48.6% と最も多く、次いで「使用料及び手数料」が 31.8%、「市債」が 9.6% の順となっております。「市債」とは、下水道整備のための借入金です。</p> <p>下水道事業は独立採算性が原則となっておりますが、本来使用料で賄うべき経費について、足りない分を一般会計からの繰入金で補っているのが現状です。</p> <p>歳出では「公債費」すなわち過去に実施した下水道整備に伴う借入の元金償還金・利子償還金が 55.9% と最も多く、次いで「下水道管理費」23.3%、「下水道建設費」14.7% の順となっております。</p> <p>以上が下水道事業の概要でございます。</p>
<p>太田会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後、議題の(2)に入るところでございます。その前に確認をさせていただきたいのですが、さきほど、阿久津市長から当審議会に対する諮問書を受理したところでございます。その写しが各委員のお手元に資料としてあると思います。諮問事項が「下水道使用料の統一・改定について」ということでございます。当審議会は諮問に対して答申を行うことが任務となっております。併せて、諮問の趣旨につきまして記述がございます。一つは、平成 17 年の市町村合併に基づく取扱いということで、すでにご案内のとおり合併時における協議・合意に基づきまして、合併後、那須塩原市に合った使用料の体系、あるいは使用料の水準をまとめていくということが確認されているところでございます。この合意に基づきまして、前回の審議会では那須塩原市の下水道事業はどうあるべきか、また、今後の下水道経営はどうあるべきか、ということで 2 年間の審議をいただいて、その結論としてここにある使用料体系の統一を視野に入れつつ、改定を行う必要があるという答申を、当時の市長様にお出ししたところです。</p> <p>したがって、当審議会はこれを受けて、今後その役割を担い、ご審議いただくということです。そこで、このことを念頭に置いたうえで議事の 2 番目、前回審議会の答申内容について事務局からご説明をいただきたいと思っております。なお、議題の 1 番目と 2 番目を併せて説明いただいた後に、皆様方からの質疑応答とさせていただきたいと思っております。では、事務局からご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>それでは、皆様のお手元に配布されております資料で、平成 23 年 3 月 28 日付の「答申書」の写しがあると思っておりますが、そちらをご覧ください。前回の下</p>

水道審議会につきましては、「今後の下水道事業のあり方について」という諮問に基づき、平成 21 年 5 月から 2 年間に渡り審議をしていただきました。その答申書の 1 ページ、「はじめに」をご覧くださいと思います。

那須塩原市下水道審議会は、市長より諮問された「今後の下水道事業のあり方」について、平成 21 年 5 月より 2 年間に渡り審議を進めた。前半の第 1 回から第 7 回は「下水道整備のあり方」について、後半の第 8 回～第 13 回は、「下水道事業経営のあり方」について審議し、それぞれについて市民意見募集(パブリックコメント)を実施した。その結果を踏まえ、「那須塩原市下水道中期ビジョン(案)」(以下、「下水道中期ビジョン(案)」と称す)として取りまとめ、次のとおり結論を得たので答申する。

ということで、1 年目には「下水道整備のあり方」、2 年目には「下水道事業経営のあり方」について慎重なご審議をいただき、皆様のお手元にお配りしております『下水道中期ビジョン』を取りまとめました。平成 23 年度から 10 年間の整備目標や具体的な施策を策定し、現在この『下水道中期ビジョン』に基づいて事業を進めているところでございますが、その中で課題として残されているのが、下水道使用料についての部分です。

答申書 6 ページの「2. 下水道事業経営のあり方」をご覧ください。

2. 下水道事業経営のあり方

国、地方も大変厳しい財政環境にある中、下水道施設の整備や維持管理には多額の事業費が必要とされる。そのため、今後下水道の機能を維持し、健全な事業経営を継続するためには、持続可能な下水道事業経営が求められる。

そこで、本審議会においては、「下水道財政の見通し」と「下水道事業経営のあり方」について審議し、「下水道整備のあり方」における審議結果と合わせ、「下水道中期ビジョン(案)」として取りまとめた。

(1) 下水道財政の見通し

現在の本市下水道財政は、本来使用料収入で賄うべき汚水処理費(汚水処理に関する維持管理費と資本費)のうち、7 割程度しか使用料収入で賄えていない状況にあり、不足分は一般会計からの繰入金(基準外繰入金)で補填している。

一方、前項に掲げた基本理念や基本方針を実現していくためには、汚水管渠の整備や水処理センターの増設、雨水整備、既設の管渠や水処理センターの更新などに、今後 10 年間で多額の建設投資が必要となることが予測される。

そのため、今後の下水道財政において、リスクとのバランスを考慮しながら支出の抑制(コスト削減)を合理的に進めるとともに、費用や負担の平準化などの工夫を図りながら基準外繰入金の解消に向け、財源を確保していく必要がある。

ここで「基準外繰入金」という言葉が出てまいります。基準外繰入金につ

いて簡単にご説明いたします。独立採算性が原則の下水道事業において、本来使用料で賄うべき経費について使用料の収入が不足しているために、不足分を補填する意味で一般会計からもらっているお金のことです。

平成 24 年度の決算では、一般会計繰入金 1,439,561,000 円のうち、基準外繰入金は 181,680,000 円となっております。

つづきまして、7 ページの「(2)下水道事業のあり方」をご覧ください。

(2)下水道事業経営のあり方

近年の厳しい財政事情を考慮すると、適切な負担区分を超えた過度な一般会計への依存を是正し、自律ある健全性の高い下水道事業経営が求められることから、基準外繰入金を解消するための財源を確保するため、下水道使用料の改定を検討する必要がある。

下水道使用料の改定にあたり、使用者負担の平準化を図ることを目的とした資本費平準化債の活用を検討するとともに、後世の下水道利用者に過度の負担がかからないよう、収支バランスを考慮した改定とすることが望ましい。

なお、現在は、3 地区(黒磯地区、西那須野地区、塩原地区)の使用料体系が異なることから、市域における使用者負担の均衡を図るため、使用料体系の統一を視野に入れつつ、多量使用者などへの措置を考慮した改定とすることが望ましい。

この(2)で、下水道使用料の改定について触れられていますが、基準外繰入金というのは、一般会計すなわち税金を投入して下水道会計の赤字を補填しているわけですから、下水道が整備されていない地域の市民にも負担をいただいていることになり、好ましい状態ではありません。よって、この基準外繰入金を解消するために下水道使用料の改定を検討する必要があるとしています。

また、那須塩原市の下水道使用料は合併前の 3 地区の使用料体系を引き継いでいるため、黒磯地区・西那須野地区・塩原地区それぞれに使用料の料金表が設定されている状態です。ですので、同じ水量を使っても、お支払いいただく使用料が地区によって異なります。そういった同じ市の中で地区ごとに負担の水準が異なるという不均衡な状態を改めるために、使用料体系の統一を視野に入れた改定が望ましいとしています。

今回の下水道審議会では、前回のこの答申を受け、「下水道使用料の統一・改定について」諮問させていただきました。前回、審議会の答申と『下水道中期ビジョン』を基本的な考え方としつつ、諮問書にありますような下水道使用料にまつわる問題に特化して皆様にご審議をいただいて、最終的には新しい下水道使用料の体系はどのようなものがよいか、答申をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

太田会長

ありがとうございました。それでは、ただいま課長からのご説明を受けましたが、専門用語に関わる部分もごさいます。皆様方のお手元にもある『下水道

中期ビジョン』の一番後ろに用語解説が参考に記載していますので、それを見ていただきたいと思います。さきほどの説明では、特に基準外繰入金、資本費平準化債といった用語がございました。これらは聞きなれない専門用語ですので、この用語解説に基づき確認をさせていただきたいと思います。参考の2を見ていただきますと「基準外繰入金」そして「基準内繰入金」と出ております。基準内繰入金に該当しない一般会計からの繰入金を基準外としており、基準とはそもそも何かということは下の方の「繰出基準」に書いてございます。これを見ていただきますと「総務省で定められている公費で負担すべき一般会計繰入金基準」、要するに、さきほどのご説明にもあったように、下水道事業は基本的に独立採算性であるため、掛かった経費は下水道利用者からの使用料によって賄う。このようになっており、この原則を踏まえたとえ、なおかつすべてを使用料だけで賄うことは適切ではないものがあるということで、税金で経費を賄う部分は何か、ということ国が定めているということです。そして、その定めた範囲を超えたものが基準外として取り扱われているわけです。

例えば、基準内には何があるかというところですが、汚水処理に要する経費、あるいは分流式下水道等に要する経費と、これだけではなかなか分かりにくいですが、この後ご質問等があれば、それに応じて事務局からご説明いただきたいと思います。いずれにしろ、このような基本的に税金によって賄うべき経費がどういう範囲の経費なのかということは、あらかじめ定められており、それに適合しない経費は基本的に使用料という、利用者の方々のご負担によって経費を賄うということが原則となっております。そうしなければ一般会計から使用料で賄うべきものまで含めて支出された場合、一般会計が本来支えなければならない福祉・教育といったサービス経費が十分でなくなる、といった事態につながる事となります。

併せて、基準内で支出された経費については、国から財源補填がされることとなっております。地方交付税という仕組みがあるのですが、その仕組みに基づきまして基準内の繰入によって支出した一般会計からの支出分につきましては、その後、支出分に見合う財源措置がなされることとなっております。したがって、基準外の場合には、すべて市財政からの持ち出しということになります。結果として、本来であれば教育・福祉にまわされるべき財源が、下水道の基準外の経費に対して支出されることにもつながりますので、そのあたりの見直しが必要であるということです。

また、資本費平準化債というものもわかりにくく、初めてお聞きになる用語であると思います。参考の4のところ、下から3番目に資本費平準化債がございました。資本費というのは施設整備の経費ですが、施設を整備するときにすべて自己資金で財源を賄うことは難しいため、起債という借金をして施設整備に充てることで償還資金や減価償却費が累積することになります。そうした資本費の平準化、つまり支出負担が特定の期間に集中しないよう均し、期間を広げることで多くの世代に負担していただくことにつながる仕組みです。そうした資本費の平準化を目的として、過去に借り入れた地方債の償還金の返済に充当

	<p>するための地方債です。若干、借金のための借金という印象を与えるのですが、特定の時期に負担が集中しないよう借金の返済額を均一にしましょう、そのために必要な財源として起債を認めましょう、このような趣旨の借金と捉えていただきたいと思います。</p> <p>ですので、さきほどご説明いただいた使用者負担の平準化を図るということを目的とした資本費平準化債の活用を検討するというのは、このような趣旨に基づくものです。これはあくまで“検討する”なので、借金には変わりありませんので、なるべく借金がかさまないようにすることが望ましいのですが、やむをえない借金として検討するということです。</p> <p>今回の審議会で、それを受け止めていただいたうえで検討したけれども、やめた方がよいという結論になることもありうると思います。一応そのような申し送りになっていることをご理解いただければと思います。</p> <p>若干、専門用語につきまして説明を加えさせていただきましたが、議題の 1 番、そして 2 番に関してご質問・ご意見があればお出しいただき、それに対し事務局からご回答いただきたいと思います。どこからでも、あるいはどのようなものでも構いませんので、疑問に思われたことや理解しにくかったことなどあればお出しください。よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>答申の 7 ページに「リスクとバランスを考慮しながら支出の抑制(コスト縮減)」とありますが、これは利用者が抑制するのでしょうか、あるいは下水道管理者の側で抑制するための施策があるのでしょうか。</p> <p>もう一点は、答申 8 ページにある多量使用者とはどういったものが該当するのでしょうか。大規模な企業や温泉地でも下水道を使うので、そういった使用者への措置を考慮した改定とするということなのか、わかりにくかったのでご説明をしていただきたいと思います。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。大切なご質問だと思います。2 点ありましたが、よろしく願いいたします。</p>
事務局(久利生)	<p>それでは、ただいまのご質問の 1 点目について、コストを抑制するという表現となっておりますが、これにつきましては施設を管理する下水道管理者の側で、維持管理費などのコストをできるだけ引き下げる努力をしましょうということでございます。ですので、使用者の方々に求めるものではなく、管理者の側で努力すべき点と考えております。</p> <p>また、2 点目の多量使用者ですが、基本的に個人の方も事業所の方も、同じ下水道管に汚水を排出しています。その中にあります大きな会社や事業所、温泉街でいいますと大きいホテルなども該当いたします。そういった方については、一般の方とは汚水の排水量、ひいては使用料が相当変わってまいります。そういった意味で多量使用者への配慮という言葉を使わせていただいているものです。以上です。</p>

委員	<p>いま多量使用者=温泉とお話がありましたが、西那須野地区に温泉はないと認識しております。それとも私が知らないだけであるのでしょうか。といいますのは、観光協会関係は黒磯地区と塩原地区から委員が出席していますが、多量使用者の中で黒磯地区と塩原地区は、板室温泉や塩原温泉があるのでわかります。ですが、西那須野地区は温泉がありませんので、温泉があるのは黒磯と塩原だけとなり本質も違うと思います。大量に使用するところでは排出する量が全く違うということですから。であれば、地区ごとに体系が異なってもよいのではないかと思います。そのあたりはどうでしょうか。</p>
事務局(久利生)	<p>西那須野地区におきましては、乃木温泉ホテル、市の施設であります但那須塩原市健康長寿センター、あるいは日本プレーテック株式会社など、多量使用者という面でいえば温泉の他にもございます。そのほか、黒磯地区では那須ガーデンアウトレットや株式会社ブリジストン、ローマイヤ株式会社栃木工場などがあり、多量使用者は3地区すべてに存在すると考えていただきたいと思います。</p>
太田会長	<p>さきほど、事務局の方でご説明いただきました資料、第1回審議会資料の9ページに現状での3地区における使用料体系が載っておりますが、違いは一目瞭然です。一番左側の基本料金水準も違い、また超過料金につきましても同様です。特に超過料金の場合には水量区分のランクの刻み方も違います。また3番目の塩原地区の場合ですと20 m³を超え、いきなり1,000 m³までとなっています。更に見ていただくとわかりますが、黒磯、西那須野の2地区の場合は、使えばつかうほど1 m³あたりの単価は上がっております。例えば、黒磯地区であれば118円から始まって最高単価は146円に上がっており、西那須野地区の場合も110円から始まって最高単価は140円に上がっております。ですが、塩原地区の場合、超過料金は1 m³あたり100円で始まり、排水量が増えても最終的には80円と逆に下がっております。こういう料金体系は実際にございます。上の二つは逡増型といまして使用料の体系として、使えばつかうほど1 m³当たりの単価が上がる。そういう仕組みの使用料の体系でございます。対して、塩原地区の場合には、逆に使えばつかうほど1 m³あたりの単価が下がる仕組みであり、これは塩原という温泉街としての経済活動を活性化していく、つまり使うことを抑制するよりも奨励することで温泉ビジネスを展開してもらい、那須塩原市の経済活動の活性化につなげてもらおうという趣旨があるのだと、この資料からは理解しております。</p> <p>ですので、これらの使用料体系が一つになるということになりますと、大きな変化が生じることにつながってきます。この点をどう考慮していくのかについては、いろいろな取扱いがありますので答えは一つではございません。いずれにしろ、こういった急速な激変による負担増に対しては、一定の考慮が必要だろうという意見が、当時の審議会の議論であったように思います。少し補足説明させていただきました。</p>

委員	資料の 9 ページ、3.下水道使用料について(3)使用料体系の③番の塩原地区の一般用のものと④番の湯屋及び臨時用について、これは③と④が混在しているのではないかと思うのですが、本来であれば塩原地区で湯屋用として計算して払うものが、一般の使用料で計算されているのではないかと思います。それについてはどうでしょうか。
事務局(久利生)	④番の湯屋用につきましては、いわゆる公衆浴場、銭湯といったものを対象にしているものです。一般の事業所や個人の方に関しては、一般用という単価を使用しています。ですので、湯屋用を具体的に申し上げますと、西那須野地区の乃木温泉ホテルなどです。
委員	それは理解できますが、商売で旅館等をやっている人が使っている塩原と別にする必要があるのでしょうか。塩原地区で 2,000 m ³ を超えるのは、旅館やホテルといったところだと思うのですが、これを一般用として計算するとこのような形になるのでしょうか。
太田会長	事務局のほうでわかればですが、水道料金はどうなっていますか。水道料金の場合に公衆浴場用といったようなものはあるのでしょうか。
事務局(稲垣)	水道では区分はありません。
太田会長	ありませんか。これは私が全国的な傾向や状況を比較的知る立場にあるので申し上げるのですが、全国的に単に水を多く使うという事業者とは別に、公衆浴場に対する社会的な措置というものが多くのところでは取られております。いまでこそ家風呂が一般化しておりますが、かつては公衆浴場というのが非常に多くの住民にとって必要な社会的役割を担う事業としてあったわけです。そういうところに対するいろいろな料金上の制限措置というのは、都市部、それから都市部以外も含め全国的にみられます。ですから、単に水をたくさん使うかわからないかということとは別に、公衆浴場の果たしている社会的役割、機能に着目した取扱いというようにご理解いただいた方がよろしいと思います。
事務局(久利生)	<p>さきほどの補足で、湯屋用について、もう少し話をさせていただきます。例えば塩原温泉地区につきましては、ホテル等の事業所について、湯船の温泉に関しては下水道に排除しておりません。要するに洗い場に使う水を、水道水を使って流したものが汚水の量としてカウントされることとなっております。</p> <p>また、西那須野地区の湯屋用でございますと、公衆浴場ということで水を沸かしたりしたものは、汚水として排出されていますので、それについては湯屋用の 1 m³あたり 50 円を採用しております。ですので、湯屋用そのものの料金設定も低く抑えられているところもあるかと思いますが、基本的には塩原温泉の温泉水は下水道に入っていないとご理解いただきたいと思います。</p>

委員	<p>温泉として湧いてきたものについては、料金は取っていないということよろしいですか。</p>
事務局(久利生)	<p>はい。原則として温泉は汚水処理として処理場に流し込んでいないということで進めております。</p>
委員	<p>いずれにしても、いま議論になっている 9 ページの関係ですが、①番と②番は大体どなたでもわかる基準であると思います。ですが、③番の塩原地区については、さきほど、委員からお話があったようにホテルなどの温泉も適用されているのか、単純に個人だけなのか、そのあたりがこの表では明らかではありません。ですので、次回の審議会で具体的にどのような使われ方をしているのか、あるいは、いまお話をあった塩原温泉地内の洗い場の水はカウントしているけども、湯船の水はカウントしていないといった細かいところを提示していただいて、議論をしていくということが大切なのではないかと思います。現時点のよくわからない状況の中で、この資料だけでは議論ができないと判断いたします。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。それでは、現状での取扱いがどうなっているかということ、次回までに資料としてご用意いただけたらと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>他に何かございますか。</p>
委員	<p>私も塩原にいたので、ある程度の事情が分かる立場でお話しさせていただきますと、塩原温泉街に公共下水道ができる前、最終処理の合併処理浄化槽を数千万円あるいは億単位の金をかけて設備導入しました。そのあと、ほとんど時間差なく公共下水道が作られました。合併浄化槽が 3 重処理の立派な処理施設であるにもかかわらず、下水道に入れなければならない。そうすると維持管理を行っていけば下水道に入れなくてよいわけですので、使用料が高いのであれば入らない。といった声が当然ありました。</p> <p>その中で、使用料を使えばつかうほど高くするといたしますと費用負担が苦しくなり、観光業が立ち行かなくなってしまう。その結果、このような料金体系となった背景がございます。</p> <p>現在では、ほとんどのホテル・旅館が下水道につないでおります。ですので、これが急激に負担増となってきますと、かなり厳しい状況になると考えられます。前回の会議中に何度か触れましたが、多量使用者等への措置を考慮した裁定をぜひという話をいたしました。以上です。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。経緯について若干、ご紹介をいただきました。</p> <p>他にはいかがでしょうか。</p> <p>今日のご議論の中では出てきていませんが、あとからまた資料をご覧いただ</p>

	<p>く際に関連して事務局からのご説明もあるかと思いますが、基本的には雨水と汚水の二つは大きく分けて考える必要があるということです。当然、雨水処理については天から降ってくるものですので、その点については公費負担が不動の原則として存在しているところです。また一方で、汚水の場合にも人為的に使うことによって汚水として排水されることとなりますので、そうした原因者、あるいは受益者が使う単位に応じて必要な経費の負担をすることが原則となっております。</p> <p>しかしながら一方で、すべてがそうなのかと問われますと必ずしもそうではないというのが現状でございます。汚水は使用者負担が基本ですが、その中で一部、特定のものについては税金を入れることも認められているという少し幅があるものになっております。ただ原則的には汚水処理については利用者負担が基本になっているということです。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p>
委員	<p>雨水が処理水の中に混じって処理場に行っていないか、また、地下水が管渠から入って処理場に行っていないのか、それについてはどうでしょうか。</p>
事務局(久利生)	<p>ただいま、下水道の処理場に雨水が入り込んでいないのか、というご質問をいただきました。初めての方もいらっしゃると思いますので、このあたりのことを少し説明させていただきます。さきほど、汚水を集めて処理場で処理をするという基本的なことをお話しさせていただきました。下水道管というものは基本的に地下に埋設してあり、全体では約 450 km という長い延長を整備しているものです。また、管自体も古い時代に整備したところでは、コンクリート管や陶器製の陶管というものもございます。そして、埋設した場所につきましても、地下水位の高い場所に管やマンホールを布設せざるを得ないものもあります。また、マンホールにつきましても、古い時代のものになりますとふたを開けるための穴が設けられており、そこからの雨水の侵入、それから、さきほどご説明しました下水道管からの侵入といったものが基本にございます。そういった中で、これらのことは全国的にどこの地区でも考えられるため、下水道の事業計画にも一定の割合で、不明水という扱いで認められています。その地区ごとによって、または管の種類や工事を行った時代によって、入り込む量は異なりますが、確実に入り込んでいるということが実態です。</p>
太田会長	<p>そのあたりのことで『下水道中期ビジョン』の用語解説を見ているのですが、不明水と明確に記述しているところはないようです。関わってくる部分としては、参考の 8 ページのところ、「有収水量」というものが、使用料収入として回収できたものです。それから、それ以外の水量との関係では、処理場で処理をするには当然コストが掛かりますが、処理したコストの 100% を使用料で回収できているかといいますと、先ほどご質問があったように不明水などは使用料をとれませんので、その部分は回収できないということになります。そうな</p>

<p>委員</p>	<p>りますと、有収率という形でカウントしてどれくらいになっているのかをみると、処理場で処理した水量全体に対して使用料として徴収できない部分があるということがわかると思います。そういった面からみていただくことも可能かと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>資料の 10 ページ「4.下水道事業の財政状況について」ですが、財政状況について少し詳しく説明していただかないとわかりません。例えば、分担金及び負担金が年度により上下しておりますし、そもそも何の分担金と負担金なのかもわかりません。使用料収入が増えていることはわかります。繰入金は市の財源から支出して負担しているとお話がありましたが、それはどういった根拠で行われているのでしょうか。さらに市債がありますが、これは設備投資が足りない場合などに発行しているものと思いますが、これがどのような基準の下に行われているのでしょうか。そういったことがわかりませんと中身の分析ができませんので、ご指導いただきたいと思います。</p>
<p>太田会長</p>	<p>では、今日のところでご説明可能なものがあればしていただき、難しいものについては次回で構わないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>分担金及び負担金がこういった要因で動いているのかについて、まず申し上げます。</p> <p>これは、下水道を利用する際に、受益者負担金というものをいただいております。これは、年度ごとに下水道管を整備する工事を実施しておりますが、その際、管を布設し終わった沿線の方から負担金をいただく機会があります。そして、工事は毎年度同じ量を実施しているわけではありませので、整備面積も変わりまして分担金も変動しているということです。また繰入金や市債のことにつきましては、次回以降で機会を見つけながら、順次ご説明していきたいと思ひます。ですので、本日のところはこれで説明を終わりたいと思ひます。</p>
<p>太田会長</p>	<p>非常に重要なご質問となりますので、その都度、必要なところでこうした具体的にご質問をいただくということにしたいと思ひます。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>初回ですので、いきなりすべてをご理解いただくことは難しいと思ひます。そういう点では本日お配りした資料をお持ち帰りいただき、もう一度確認などしていただきまして、もしご質問などありましたら次回、あるいは事務局に直接ご連絡いただき、そのことについて次回、全体で協議したいと思ひます。</p> <p>それでは、議事の 4 番目「その他」といたしまして、次回の審議会の日程について事務局からお願いいたします。</p>

事務局(川崎)	<p>それでは、今後の全体スケジュールと次回審議会の日程についてご説明いたします。資料の最後に那須塩原市下水道審議会審議事項(予定)というものがありますのでご確認ください。</p> <p>下水道審議会は全体で10回の開催を予定しております。今後26年度につきましては5回、27年度につきましては4回、おおむね2～3か月に1回の周期での開催を予定しております。なお、記載してあります3回目以降の開催日程については目安としてお考えください。次回、第2回下水道審議会につきましては、5月9日金曜日、午後1時30分から本日と同じ会議室で開催したいと思います。議事につきましては「平成21～22年度下水道審議会からの使用料改定に関する申し送り事項について」、そして「下水道事業経営について」、詳しく説明させていただく予定でございます。委員の皆様には、今後、会議を行う1週間ほど前にお手元に届くよう資料を送らせていただきます。ご多忙とは思いますが、日程の調整をよろしく願いいたします。以上です。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。日程について、今後のスケジュールのご案内をしていただきました。各委員におかれましては、2年間にわたりましてこのようなスケジュールで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、さきほど委員から資料確認の要請がございましたが、多量使用者の取扱いを巡りましては、最終的には平成27年度の第8回で取扱うということになります。したがって、委員の皆様には、その時々々の事柄について要請やご質問をその都度確認させていただきますが、このような全体の流れがございますので、すべてをその時々々に完結させることは難しいかもしれませんので、その点については、ご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>スケジュールについて、ご質問、ご意見などございますでしょうか。</p>
委員	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>それでは、第2回の開催を5月9日ということで予定しておりますが、各委員の皆様方におかれましては、次回ご出席をお願いしたいと思います。では、事務局にお返ししますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局(久利生)	<p>太田会長におかれましては、議長の職務、大変ありがとうございました。</p> <p>次回の審議会については、改めて通知いたしますので、よろしく願いいたします。また今回の審議会における議事録を作成し、内容について事前に皆様にもご確認いただきたいと思っておりますので、そちらもよろしく願いいたします。</p> <p>連絡事項といたしまして、口座振替承諾書をまだご提出していただいてない方は、お帰りになる前に事務局へお渡しいただければと思います。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第1回那須塩原市下水道審議会を閉会させていただきます。本日は、大変お疲れ様でした。</p>